

香川県会計規則及び香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年9月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第40号

香川県会計規則及び香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則
(香川県会計規則の一部改正)

第1条 香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(随意契約ができる場合) 第184条 略</p> <p>(1)～(7) 略 (8) 略</p> <p>ア～ウ 略 エ 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者(以下「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき知事の認定を受けたものに限る。)</p> <p>(9)～(17) 略</p>	<p>(随意契約ができる場合) 第184条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。 (1)～(7) 略 (8) 次に掲げる施設等において製作された物品を当該施設等から買い入れる契約をするとき。 ア～ウ 略 エ 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者(以下「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき知事の認定を受けたものに限る。)</p> <p>(9)～(17) 略</p>

(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)

第2条 香川県出先機関事務決裁規則(昭和44年香川県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
別表3(第3条、第4条関係) 小豆総合事務所の個別決裁事項							別表3(第3条、第4条関係) 小豆総合事務所の個別決裁事項						
課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分			課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等					所長等	次長	課長等

略			
生活 福祉 課	1 略		
	2 生活困窮者自立支援法関係事務法…生活困窮者自立支援法	(1) 生活困窮者住居確保給付金を支給すること。(法6条1項)	略
		(2) 支援会議を組織すること。(法9条1項)	○ ○
		(3) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者から不正利得を徴収すること。(法18条1項)	略
	(4) 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者等に対し、報告等を命じ、又は当該職員に質問させること。(法21条1項)		

略			
生活 福祉 課	1 略		
	2 生活困窮者自立支援法関係事務法…生活困窮者自立支援法	(1) 生活困窮者住居確保給付金を支給すること。(法5条1項)	略
		(2) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者から不正利得を徴収すること。(法12条1項)	
		(3) 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者等に対し、報告等を命じ、又は当該職員に質問させること。(法15条1項)	

	(5) 生活困窮者住居確保給付金の支給に関し、官公署等に対し必要な文書の閲覧、資料の提供又は報告を求めること。 (法22条1項・2項)
略	

	(4) 生活困窮者住居確保給付金の支給に関し、官公署等に対し必要な文書の閲覧、資料の提供又は報告を求めること。 (法16条1項・2項)
略	

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
				所長等	課長等
健康福祉総務課・生活福祉総務課	1 略				
	2 生活困窮者自立支援法関係事務	(1) 生活困窮者住居確保給付金を支給すること。(法6条1項)	略		
	法…生活困窮者自立支援法	(2) 支援会議を組織すること。(法9条1項)	○	○	
		(3) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者から不正利得を徴収すること。(法18条1	略		

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
				所長等	課長等
健康福祉総務課・生活福祉総務課	1 略				
	2 生活困窮者自立支援法関係事務	(1) 生活困窮者住居確保給付金を支給すること。(法5条1項)	略		
	法…生活困窮者自立支援法	(2) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者から不正利得を徴収すること。(法12条1			

	項)
	(4) 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者等に対し、報告等を命じ、又は当該職員に質問させること。(法21条1項)
	(5) 生活困窮者住居確保給付金の支給に関し、官公署等に対し必要な文書の閲覧、資料の提供又は報告を求めること。(法22条1項・2項)
3～5 略	
略	

10～32 略

	項)
	(3) 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者等に対し、報告等を命じ、又は当該職員に質問させること。(法15条1項)
	(4) 生活困窮者住居確保給付金の支給に関し、官公署等に対し必要な文書の閲覧、資料の提供又は報告を求めること。(法16条1項・2項)
3～5 略	
略	

10～32 略

附 則
この規則は、平成30年10月1日から施行する。